

令和3年9月22日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知につきまして、このたび日本医師会より通知がありました。

同通知は、予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布・施行されたことを知らせるものです。本改正により、一定の要件のもとで1回目と2回目で異なる新型コロナワクチンを接種することが可能となります。一定の要件としては、①接種後に重篤な副反応を呈した場合の他、②接種対象者が1回目に接種を受けたワクチンの国内の流通の減少や転居等により、2回目に当該ワクチンの接種を受けることが困難である場合や、③医師が医学的見地から、接種対象者が1回目に接種を受けたワクチンと同一のワクチンを2回目に接種することが困難であると判断した場合が示されております。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関機関へのご周知をお願い申し上げます。

【担当】 大阪府医師会 地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)
